二　社会福祉法施行令の一部改正関係
　社会福祉法人の補償契約及び役員等のために締結される保険契約について、社会福祉法第四五条の二の二の規定により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に係る技術的読替えを整備することとした。（第一三条の一二関係）
三　消費生活協同組合法施行令の一部改正関係
　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による消費生活協同組合法の改正に伴い、消費生活協同組合法施行令の所要の規定の整理を行うこととした。
四　施行期日
　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行することとした。

◇中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（政令第三三三号）（金融庁）

1　信用協同組合の地方公共団体に対する資金の貸付けのうち、地域経済の活性化に資するために当該信用協同組合と相互に連携を図ることを内容とする協定を締結しているものに対するものを、組合員以外の者に対する資金の貸付制限の対象外となるものとして追加することとした。（第一四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三三四号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三二号）等を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和二年一一月二七日から施行することとした。

◇特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三五号）（内閣官房）

1　特定秘密の保護に関する法律（平成二五年法律第一〇八号。以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関に新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部を加えることとした。

2　この政令を公布の日から施行することとした。

政　令

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百三十一号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第七条」を「附則第八条」に改める。

附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（経済取引局企業結合課の所掌事務の特例）

第六条　経済取引局企業結合課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）がその効力を有する間、同法の規定により公正取引委員会が行うこととされている協議、通知の受理及び処分の請求（同法第三条第一項に規定する合併等に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。この場合において、第十三条第二号中「取引部」とあるのは、「企業結合課及び取引部」とする。

附　則

この政令は、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百三十二号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。